2　資格試験センターは、合格証明書の交付申請書を受理し、申請者が合格者本人であること及び交付手数料の収納が確認できたときは、速やかに合格証明書を交付するものとする。
3　資格試験センターは、合格証明書の交付申請の方法及び交付手数料の納付方法を、協会のホームページに掲載する方法により周知するものとする。
4　合格証明書の交付手数料は実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、会長が決定する。

（合格の取消し等）

第31条　会長は、資格試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させ、若しくはその資格試験を無効とし、又は合格の決定を取り消すものとする。
2　会長は、前項の規定により処分を受けた者に対し、別途定める「貸金業法第24条の23第２項の規定に基づく受験禁止期間と処分基準」に則り、資格試験を受験できない措置をとるものとする。
3　会長は、第１項又は第２項の規定による処分を行ったときは、施行規則第26条の49に定める事項を記載した報告書を遅滞なく金融庁長官に提出するものとする。

（合格者台帳の作成）

第32条　資格試験センターは、試験事務及び貸金業務取扱主任者の登録に関する事務を確実に遂行するため、合格者に係る台帳（以下「合格者台帳」という。）を作成するものとする。

第８章　手数料の収納

（手数料の収納）

第33条　受験手数料は施行令で定められた金額とする。
2　手数料の納付方法は、以下に定めるいずれかの方法とし、試験実施要領として協会のホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。
①　銀行口座振込
②　クレジットカード決済
③　コンビニ決済
3　協会は、手数料の収納に係る経費は負担しないものとする。
4　納付された手数料は協会の収入（試験事務特別会計）とする。
5　協会は、受験手数料を納付した者が資格試験を受けない場合においても、これを返還しないものとする。

第９章　秘密の保持

（秘密の保持）

第34条　協会の役員若しくは職員（第６条に規定する試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
2　試験事務に従事する協会の役員及び職員は、法第24条の12第２項の規定に基づき、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（受験の禁止）

第35条　試験事務に従事する協会の役員及び職員（第６条に規定する試験委員を含む。）は、資格試験を受験することはできないものとする。

第10章　第三者への委託

（委託先の選定）

第36条　会長は、試験事務の一部を第三者に委託する場合の委託先選定においては、試験事務を適正かつ確実に実施できる事業者を選定するものとする。

（委託契約）

第37条　資格試験センターは、前条に基づき選定した委託先との間で、委託事務の範囲及び期間、試験事務を適正かつ確実に実施するために委託先が講じる安全管理措置の内容、委託先における個人情報の取扱い、損害賠償の範囲等を取り決めるものとする。

（委託先の管理）

第38条　資格試験センターは、前条の委託契約に基づき、委託先の管理を行うものとする。

第11章　帳簿及び書類等の管理

（帳簿の備付け）

第39条　資格試験センターは、施行規則第26条の45第１項に定める事項を記載した帳簿を備付け、試験事務を廃止するまで保存するものとする。
2　資格試験センターは、資格試験に用いた試験問題を、資格試験を実施した日（以下「試験実施日」という。）から３年間保存するものとする。

（書類等の保存期間）

第40条　書類等の保存期間は、次の各号に定めるとおりとする。
⑴　受験申込に係る書類等
　試験実施日から１年間
⑵　解答用紙
　試験実施日から３年間
⑶　合格者台帳
　試験事務を廃止するまで
⑷　前各号に定めのない書類
　別に会長が定める期間

（保存方法）

第41条　帳簿及び書類等の保存は、確実かつ情報漏えい防止に必要な安全管理措置が図れる方法により行うものとする。
2　帳簿及び書類等の廃棄は、復元することができない方法により行うものとする。

第12章　その他

（特別会計）

第42条　協会は、資格試験に係る特別会計を設け、協会が行う他の事業に係る経理と区別して経理処理を行うものとする。
2　前項の特別会計には、貸金業務取扱主任者の登録に係る事業、登録講習に係る事業の収支は含まないものとする。

（事業計画及び収支予算）

第43条　協会は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、金融庁長官に提出し、認可を受けるものとする。
2　試験事務に係る事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、施行規則第26条の44第２項に定める事項を記載した申請書を金融庁長官に提出し、認可を受けるものとする。

（事業報告書及び収支決算書）

第44条　協会は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度終了後３月以内に金融庁長官に提出するものとする。

（試験事務の休廃止）

第45条　協会は、試験事務の全部又は一部の休止、又は廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、施行規則第26条の47に定める事項を記載した申請書を金融庁長官に提出し、許可を受けるものとする。

（試験事務の引継ぎ）

第46条　協会は、法第24条の21第２項に定める場合に該当したときは、帳簿及び書類等とともに、試験事務を金融庁長官に引き継ぐものとする。

（規程の改廃）

第47条　この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。
2　前項の場合において、規程の改正は金融庁長官の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

附　則

（施行日）

第１条　この規程は、平成21年６月18日から施行する。

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十一年七月十六日

金融庁長官　佐藤　隆文

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成21年１月７日	東京都知事(1)31005	アド・ファイナンス株式会社（アド・オートモービル株式会社）
平成21年３月24日	鹿児島県知事(2)大支00192	有限会社プラス（キャッシングローンわかば）（有限会社プラス）
平成21年４月10日	岡山県知事(5)01520	セレクト（ローンズイレブン）

平成21年３月24日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(3)石02372	東邦ファンド
宮城県知事(1)02272	プロフィットファイナンス
宮城県知事(1)02273	富士興業
宮城県知事(9)00601	小関物産